

福岡県公報

令和五年二月二十一日
第三百七十五号
増刊
①

目次

規則(第五号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月二十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は指定納付受託者」を「指定納付受託者又は機構指定納付受託者」に改める。

第十三条第四項及び第五項中「又は保証人」を「保証人、指定納付受託者又は機構指定納付受託者」に改める。

第十七条第一項中「第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十三」に改める。

第二十三条の二第一項ただし書中「とし、小切手については、その支払場所が県税収納機関の所在地(出納員にあつては当該出納員の所属する県税事務所の所在地とする。)

と同一のもの」を削り、同項第二号中「手形法第八十三条及び小切手法第六十九条ノ規定ニ依ル手形交換所指定ノ件(昭和八年司法省令第三十八号)」を「手形法第八十三条及び小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令(令和四年法務省令第

三十九号)」に改め、「当該銀行に手形交換を委託している銀行及び」を削り、「所在地の銀行」を「これらを「手形交換所加入銀行等」に改める。

第二十三条の三第一項各号中「所在地の銀行」を「手形交換所加入銀行等」に改める。

第三十条第一項第二号中「第五十三条第二十項及び第三十四項」を「第五十三条第三十二項及び第五十五項」に、同項第三号中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に改める。

第三十一条第五十八号の次に次の二号を加える。

五十八の二 委託売却による売却通知書 第六十一号の二十三の二 様式

五十八の三 委託売却による売却通知兼債権申立催告書 第六十一号の二十三の三 様式

第三十四条の二第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第五十六項」に改める。

第三十四条の五中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第六十二項」に、「同条第四十三項」を「同条第六十三項」に改める。

第三十四条の六第一項中「若しくは第五十五条の四第一項」及び「若しくは第五十五条の四第四項」を削る。

第三十四条の八中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第七十項」に、「同条第五十七項」を「同条第七十六項」に改める。

第三十九条第一項中「第七十二条の二十五第十四項」を「第七十二条の二十五第十六項」に改める。

第三十九条の二の三第一項中「第七十二条の三十九の二第一項若しくは第七十二条の三十九の四第一項」を「若しくは第七十二条の三十九の二第一項」に、「第七十二条の三十九の二第四項若しくは第七十二条の三十九の四第四項」を「若しくは第七十二条の三十九の二第四項」に改める。

第三十九条の五の三を削る。

第四十三条第一項中「第二十条の二十八第一項」を「第二十条の二十八第一項本文」に改め、同条第三項中「第二十条の三十第五項から第十四項」を「第二十条の三十六

項から第十五項」に改め、「付則第八条各項」の下に「(第八項及び第十一項を除く。)
」を加え、「提出する際にそれぞれその」を「提出し、その」に改める。

第四十三條の二第三項及び第四項を削る。
第四十三條の三第三項及び第四項を削る。

様式目次中

六十一 の二十 三	公売通知兼債権申立催告書	三十一條	を
-----------------	--------------	------	---

六十一 の二十 三	公売通知兼債権申立催告書	三十一條	に、
六十一 の二十 三の二	委託売却による売却通知書	三十一條	
六十一 の二十 三の三	委託売却による売却通知兼 債権申立催告書	三十一條	

七十三 の七	法人県民税の県内分割に関 する明細書	三十九條 の五の三	を
七十三 の七 (削除)			に

改める。
第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）（第二次納税義務者等用）

納付（納入）通知書										第	号								
様										年	月	日							
福岡県										県	税務事務所	印							
<p>あなたは、地方税法第 条 項の規定により、第二次納税義務者（保証人・指定納付受託者・機構指定納付受託者）として、下記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額を納付（納入）しなければならないことになりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。</p> <p>なお、下記金額のほか完納の日まで地方税法に基づく延滞金が加算されます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>																			
納税者	特別徴収義務者	住（居）所																	
		氏 名																	
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納 期 限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘 要								
				調定事由	連番	法定納期限等													
								円	法律による金額	円									
※滞納処分費（法律による金額）				円															
本書作成の日までに徴収すべき金額				千		百		十		万		千		百		十		円	
上記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額								納付（納入）の期限				納付（納入）場所							
円								年				月		日					
理 由																			
備 考																			

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 第二次納税義務者、保証人、指定納付受託者又は機構指定納付受託者から徴収金を徴収しようとするときに、地方税法第11条第1項、第13条の4第1項又は第16条の5第4項の規定により、これらの者に告知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第二十五号様式その一中「**税額**」を「**税額等**」とし「**税額**」を「**税額等**」とし「**税額が**」を「**税額等が**」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割に係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

第二十五号様式その二を次のように改める。

第25号様式その2 (第17条関係)

受付印



登録番号	
------	--

更正請求書

納税義務者又は特別徴収義務者

年 月 日

住 所

又は所在地

氏 名

又は名称

福岡県 県税事務所長殿

個人番号又は法人番号 (右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定により、下記のとおり請求します。

更正請求の期間	年 月分から	申告書の提出年月日				更正または決定の通知を受けた日
			・	・		
	年 月分まで		・	・		・

月別	区分	更正前の額		更正後の額		差引額	
		課税標準等	税額等	課税標準等	税額等	課税標準等	税額等
合計							

請求の理由

備考 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税に係る更正の請求をする場合には、「更正前の額」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

第二十五号様式その三中 「課税標準額」や「課税標準等」に「
 税 額」や「税 額 等」にのみ「同様に課税として次のように加
 える。

備考 令和5年1月1日以後に納税義務が成立する自動車税又は軽自動車税の環境
 性能割に係る更正の請求をする場合には、「更正前の額」の「課税標準等」の
 欄は記載を要しない。

第二十五号様式その四中 「税 額」や「税 額 等」に「税額が」や「
 税額等が」にのみ「同様に課税を次のように加える。

備考 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税配当割に係る更正の
 請求をする場合には、「更正の請求前」の「課税標準等」の欄は記載を要しな
 い。

第二十五号様式その五中 「税 額」や「税 額 等」に「税額が」や「
 税額等が」にのみ「同様に課税を次のように加える。

備考 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税株式等譲渡所得割に
 係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「課税標準等」の欄は記
 載を要しない。

第三十四号の様式を次のように定める。

第34号の2様式（第22条関係）

納付（納入）催告書		
様		
第	号	住（居）所
納税者 （特別徴収義務者）		氏名
上記納税者（特別徴収義務者）に係る 第二次納税義務者（保証人・指定納付 受託者・機構指定納付受託者）として、 納付（納入）すべき金額		円

年 月 日に納付（納入）通知をしたとおり、あなたが第二次納税義務者（保証人、指定納付受託者又は機構指定納付受託者）として、納付（納入）すべき県徴収金が、上記のとおり滞納となっていますので、直ちに納付（納入）してください。

この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書発付 年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

備考 1 地方税法第11条第2項、第13条の4第1項又は第16条の5第4項の規定により第二次納税義務者、保証人、指定納付受託者又は機構指定納付受託者に納付又は納入の催告書を発して督促する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の二十三様式を次のように改める。

第61号の23様式（第31条関係）

公売通知兼債権申立催告書	第	号
	年	月
		日
様		
福岡県	県税事務所長	印
<p>下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。</p> <p>国税徴収法第96条の規定の例により通知します。</p>		
(公売通知書と同じ。)		

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 国税徴収法第96条第1項の規定の例により、同項各号に掲げる者のうち知っている者に対して公売の通知をする場合で、同条第2項の規定の例により債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せてする場合に使用すること。

なお、債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せてしない場合は、「公売通知兼債権申立催告書」を「公売通知書」に改め、「この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。」を削り、「第96条」を「第96条第1項」に改めること。

2 「公売財産」欄は、質権者、交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであること。

3 利害関係人に関係のある第61号の35様式その1からその3までのいずれかの「債権現在額申立書」を同封すること。

4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十一号の二十三様式の次に次の二様式を加える。

第61号の23の2様式（第31条関係）

委 託 売 却 に よ る 売 却 通 知 書										第	号					
										年	月	日				
様																
福岡県 県税事務所長										印						
<p>下記の財産を、その日の相場で随意契約により売却（委託売却）することとしましたので、国税徴収法第109条第4項の規定により準用する同法第96条第1項の規定の例により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>																
滞 納 者	住（居）所															
	氏 名															
売 却 財 産	売却区分 の 番 号		銘柄及び数				売却価額									
売却の方法																
委託売却実施期間			年 月 日から		年 月 日まで											
売却決定の日																
売却代金の支払期限																
その他の事項																
売 却 に 係 る 徴 収 金	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要						
				調定事由	連番											
								円	法律による金額	円						
								円	法律による金額	円						
								円	法律による金額	円						
								円	法律による金額	円						
								円	法律による金額	円						
※滞納処分費（法律による金額）							円									
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

2 売却に係る徴収金を完納したときは、速やかに、当事務所まで領収証書を添えて申し出てください。

なお、委託売却実施期間の初日以後は、当該徴収金を完納した旨の申出があった場合でも、原則として売却手続は止まりません。

備考 1 国税徴収法第109条第1項第2号に規定する取引所の相場のある差押財産のうち、上場された有価証券等を、その日の相場で随意契約により売却（委託売却）する場合で、同法第109条第4項の規定により準用する同法第96条第1項の規定の例により、滞納者に対して通知する場合に使用すること。

2 国税徴収法第109条第1項の規定の例により差押財産を随意契約により売却する場合（上場された有価証券等を委託売却する場合を除く。）で、同法第109条第4項の規定により準用する同法第96条第1項の規定の例により通知をする場合は、この様式を適宜補正して使用すること。

3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の23の3様式（第31条関係）

委託売却による売却通知兼債権申立催告書	第 号
	年 月 日
様	
福岡県 県税事務所長 印	
<p>下記の財産を、その日の相場で随意契約により売却（委託売却）することとしましたので、国税徴収法第109条第4項の規定により準用する同法第96条の規定の例により通知します。</p> <p>なお、あなたが下記売却財産上に有している 権により担保される債権についての債権現在額申立書を下記の売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。</p>	
（委託売却による売却通知書に同じ。）	

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第109条第1項第2号に規定する取引所の相場のある差押財産のうち、上場された有価証券等を、その日の相場で随意契約により売却（委託売却）する場合で、同法第109条第4項の規定により準用する同法第96条の規定の例により、同法第96条第1項各号に掲げる者のうち知っている者に対して通知する場合で、同法第96条第2項の規定の例により債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せてする場合に使用すること。
- なお、債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せてしない場合は、「委託売却による売却通知兼債権申立催告書」を「委託売却による売却通知書」に、「第96条」を「第96条第1項」に改め、「なお、あなたが下記売却財産上に有している 権により担保される債権についての債権現在額申立書を下記の売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。」を削ること。
- 2 交付要求（参加差押えを含む。）をしている者に通知する場合は、「下記売却財産上に有している 権により担保される債権」を「下記売却財産につき交付要求をした債権」に改めること。
- 3 「売却財産」欄は、質権者、交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであること。
- 4 利害関係人に関係のある第61号の35様式その1からその3までのいずれかの「債権現在額申立書」を同封すること。
- 5 国税徴収法第109条第1項の規定の例により差押財産を随意契約により売却する場合（上場された有価証券等を委託売却する場合を除く。）で、同法第109条第4項の規定により準用する同法第96条の規定の例により通知をする場合は、この様式を適宜補正して使用すること。
- 6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十四号様式を次のように改める。

第64号様式（第34条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年月日 県税事務所長様		法人設立（設置）届		管理番号	
		ふりがな 法人名			
		代表者の氏名			
		法人番号			
所在地		〒 _____ (TEL — —)			
設立年月日	年月日	事業年度	月日から月日まで		
資本金の額又は出資金の額	円	事業種目			
資本金等の額	円				
県内の支店等	名称	所在地	設置年月日		
	(主たる支店)	〒 _____	年月日		
		〒 _____	年月日		
		〒 _____	年月日		
事務所を有する都道府県の数		<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2都道府県 <input type="checkbox"/> 3都道府県以上 (本県を含む。) (本県を含む。)			
申告期限の延長の有無	県民税	年月日から 年月日まで	の事業年度から 月		
	事業税	年月日から 年月日まで	の事業年度から 月		
<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人		通算親法人の最初 通算事業年度	年月日から 年月日まで		
通算子法人の場合	通算制度承認年月日 年月日	通算子法人適用 開始事業年度	年月日から 年月日まで		
	ふりがな 通算親法人名				
	通算親法人所在地	〒 _____ (TEL — —)			
関与税理士	氏名				
	事務所所在地	〒 _____ (TEL — —)			
書類の送付先が 本店と異なる場合の 送付先	名称				
	所在地	〒 _____ (TEL — —)			
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個人営業者名			廃止した年月日	
	住所	〒 _____		年月日	

関与税理士署名

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第六十四号の三様式中「第53条第35項」を「第53条第56項」に改める。
第六十五号様式を次のように改める。

第65号様式（第34条関係）

年月日 県税事務所長 様	法人異動届	管理番号	
	法人名	代表者の氏名	
	法人番号	所在地 〒 (TEL — —)	
	所在地 〒	(TEL — —)	
法人名 代表者	新	旧	異動年月日 年月日
本店所在地 〒	〒	〒	年月日
支店等名称	〒	〒	年月日
支店等所在地 〒	〒	〒	年月日
事業年度	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	年月日
資本金の額又は出資金の額	〒	〒	年月日
資本金等の額	〒	〒	年月日
事業種目	〒	〒	年月日
その他()	〒	〒	年月日
支店等の設置又は廃止	名称	所在地 〒 (TEL — —)	設置・廃止年月日 年月日
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無(有・無)			
合併	法人名 所在地 〒 (TEL — —)	合併年月日 年月日	関与税理士署名 (TEL
被合併・被分割法人	法人名 所在地 〒	年月日)
通算制度の承認等	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人	区分	<input type="checkbox"/> 左記の通算法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の通算法人でなくなった。
上記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> 通算制度の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有しなくなった。(原因：) <input type="checkbox"/> 通算制度の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 通算制度適用の取りやめの承認があった(グループ通算制度へ移行しない旨の届出を行った)。		
上記事由が生じた日	年 月 日		
最初通算親法人事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
通算子法人適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
通算子法人の場合	通算親法人法人名	解散年月日	
清算人氏名	〒	年月日	
清算人住所	〒 (TEL — —)	年月日	
清算終了	解散年月日 年 月 日	残余財産確定の日 年 月 日	清算終了日 年 月 日

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 通算法人となった場合は、グループ通算制度の承認の申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
 通算法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第六十五号の四様式を次のように改める。

第65号の4様式（第34条の4関係）

年 月 日

殿

福岡県

県税事務所長

市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知について

法人番号		変更前（ ）	
(フリガナ)			
法人名			
主たる事務所等の所在地			
本都道府県における主たる事務所等の所在地			

事業年度	から	法人税申告期限延長月数	月	資本金の額又は出資金の額	円
	まで	災害等延長の申告期限	まで	資本金の額又は出資金の額（解散時点）	円
通算(連結)区分		事業年度区分		資本金の額及び資本準備金の額の合計額	円
法人区分				資本金等の額	円

税務官署の通知年月日		税務官署の処理区分		減額更正の理由
法人税申告年月日		税務官署の申告区分		
申告処理年月日		申告処理区分		
税務署				

(使途秘匿金税額等)	()	円	重加算金	対象所得	円
法人税割		円		対象付加価値額	円
(非PE分)	()	円		対象資本金等の額	円
差引所得に対する法人税額		円		対象収入金額	円
仮装経理に基づく法人税額等		円	外国の法人税額等の控除額	控除外国税額の総額（市町村分）	円
租税条約対象法人税額		円		(個別) 控除対象所得税額等相当額の控除額の総額・市町村分	円
特定寄附金の合計額		円		補正後の分割基準総数（市町村分）	人
重加算税額		円		重加算税対象所得金額	円

関係市町村事務所等所在地	分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準
分割基準総数	人 13			26	
1				27	
2				28	
3				29	
4				30	
5				31	
6				32	
7				33	
8				34	
9				35	
10				36	
11				37	
12				38	

備考	
----	--

第六十五号の六様式中「第53条第50項前段」や「第53条第69項前段」は、「第53条第57項」を「第53条第76項」とし、「第53条第51項」を「第53条第70項」と改める。
第七十三号の二の四様式を次のように改める。

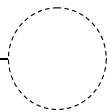
第73号の2の4様式（第34条の6、第39条の2の3関係）

		管理番号						
法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書								
所在地								
法人名								
代表者名		殿						
				第 号				
				年 月 日				
				福岡県		県税事務所長		
<p>年 月 日申請のあった徴収猶予(延長)について許可した(許可できない・取り消した)ので通知します。</p> <p>なお、地方税法第15条の3、第55条の2第4項、第72条の38の2第8項若しくは第9項又は第72条の39の2第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。その時は速やかに納付してください。</p> <p>不服申立てについて</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。</p> <p>審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>								
事業年度	納期限	申告区分	事業税及び特別法人事業税					
			法人県民税 法人税割額	所得割額	付加価値割額	資本割額	特別法人 事業税額	加算金額
			円	円	円	円	円	() 円
			円	円	円	円	円	() 円
			円	円	円	円	円	() 円
			円	円	円	円	円	() 円
徴する担保								
不許可(取消)理由								

第七十三号の七様式を次のように改める。
第七十三号の七様式 削除
第七十七号様式を次のように改める。

第77号様式(第43条関係)

受付印



注

1 該当するものを○で囲んでください。

2 家屋の建築の場合は、家屋所在の見取図、家屋平面図、工事明細、建築確認通知書の写し等を添付してください。

.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住所	〒				
	フリガナ					
	氏名 (名称)					
	電話	— —				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)					

不動産取得税申告書

取得した不動産	家 屋					土 地				
所在地										
家 屋 の 場 合					土 地 の 場 合					
取得年月日	年 月 日				取得年月日	年 月 日				
取得原因	新築 増築 改築 売買 贈与 交換 その他()				取得原因	売買 贈与 交換 埋立て その他()				
構造	木造 軽量鉄骨造 鉄骨造 ブロック造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他()				地目	宅地 田 畑 山林 雑種地 原野 その他()				
用途	専用住宅 併用住宅 事務所 店舗 工場 倉庫 その他()				地積	m ²				
床面積	建床面積 m ² (地上階) 延床面積 m ² (地下階)									
登記	年 月 日 受付番号 第 号									

第七十九号様式その一及びその二中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める。

第八十号の二様式中 「農地中間管理機構の農地土地改良区の換地」を

「農地中間管理機構の農地土地改良区の換地」に改める。

第八十号の三様式の注の(1)中「不動産取得税申告書」の次に「(ただし、不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は不要)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条、第十三条、第四十三条第一項、第四十三条第三項（「提出する際にそれぞれその」を「提出し、その」に改める部分に限る。）、第四十三条の二、第四十三条の三、第四号様式、第三十四号の二様式、第七十七号様式、第七十九号様式その一、第七十九号様式その二及び第八十号の三様式の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。